

基山町農業委員会会議録

平成29年10月3日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 14名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第20号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第21号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	11件
報告第11号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他(1)	農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について	1件
その他(2)	平成29年秋期農作業標準賃金について	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 10時 00分

平成29年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、5番委員と6番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第20号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第20号議案1番朗読

この件につきましては、譲受人の自宅横の畑を買入れ、経営規模の拡大を行うため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が3,148㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、3区千塔集落の中の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第20号議案1番について何かご意見はありませんか。

11番委員

この農地に入る道が、農地の東側から入るか他の方が所有する農地から入るかしかなく、所有権移転をされるなら今回の申請の形が一番良いと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第20号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第20号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第21号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第21号議案1番朗読

この件は、貸し手の兼業による経営規模縮小のため、使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、向平原集落南側の実松川沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

7番議員

10年くらい前から、申請者が中心となって作っていたので問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第21号議案1番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第21号議案1番は、全員一致で決定します。

次に第21号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第21号議案2番朗読

この件は、貸し手の高齢化のため、貸借権を設定するものです。期間は5年で、賃借料は、10アールあたり30kg相当の金額を支払います。場所は、2区

公民館周辺の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

2番委員

申請者は、園部受託組合の代表者として借りている。耕作は、園部受託組合で行います。

3番委員

園部受託組合の代表者が変わりましたので、前回の申請と違う申請者名での申請となっています。

8番委員

園部受託組合では、どれぐらいの経営面積を耕作していますか。

2番委員

およそ5町くらいです。

6番委員

何名で作っていますか。

2番委員

12名です。

議 長

ほかにご意見はありませんか。ないようでしたら第21号議案2番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第21号議案2番は、全員一致で決定します。

次に第21号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第21号議案3番朗読

この件は、貸し手の農業廃止のため、賃貸借権を設定するものです。期間は5年で、賃借料は10アールあたり30kgです。場所は、町営球場の南側、町道高島・小原線沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

2番委員

以前、別の方が作られていたんですけど、体調を崩されて作ることが出来なくなり、今回の申請者が代わりに作ることになりました。

議 長

ほかにご意見はありませんか。ないようでしたら第21号議案3番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第21号議案3番は、全員一致で決定します。

次に第21号議案4番から11番まではすべて再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第21号議案4番から11番まで再設定のため朗読省略

4番は、賃貸借権の再設定で期間は3年です。賃借料は10アールあたり7,000円です。場所は、鳥栖ジャンクション付近の圃場です。

5番は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所は、町営球場東側の圃場です。

6番は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。賃借料は10アールあたり30kgです。場所は、長野集落東側、高速道路との間の圃場です。

7番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、JR弥生が丘駅付近の圃場です。

8番は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。賃借料は1筆で玄米90kgです。場所は、向平原集落南側、実松川沿いの圃場です。

9番は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。賃借料は10アールあたり5,000円です。場所は、菖蒲坂溜池西側の圃場です。

10番は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。賃借料は10アールあたり30kgです。場所は、若基小学校南側の圃場です。

11番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、高下集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

6番委員

4番は、餅米をたくさん作られていた方の田で、借手は農機具をたくさん持っていて、あちこち作っていたと思います。

2番委員

5番の借手は、町外ですけど貸手の弟となります。

9番委員

6番の借手は、若いですけど機械も持っており、自分で田植えから刈取りまでやっており問題ないと思います。

9番委員

7番の借手は、今大豆を作っています。問題ないと思います。

11番委員

8番は、今までもきれいに作っており、これからも問題なく作られると思います。

7番委員

9番は、ご主人が亡くなられて、作手がいなくなり利用権を設定しています。

借手は、花木の植え付けもしており管理も問題ないと思います。

7 番委員

10番は、息子が自営業をされており、近所に住んでいる借手をお願いして作ってもらっています。借手は、自分の農地でも作っていますので、一緒に作るため問題ないと思います。

6 番委員

11番は、居酒屋火だねの東側になります。去年農協が開発する予定でしたが中止になり、そのまま3年契約で借手が作ります。機械も持っており問題ありません。

11 番委員

この中で、気を付けなくてはならない作り方をされている方は、いないと思います。

議 長

ほかに意見等はありませんか。ないようでしたら第21号議案4番から11番までを計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

それでは第21号議案4番から11番は、全員一致で決定します。

次に、報告第11号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第11号説明

この件については、借り人の要望により合意解約を行っております。土地の引き渡しは平成29年12月31日で、9月22日付けで解約の通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から報告がありました。ご意見等ございませんか。

8 番委員

今回、体調を崩されて解約となった借手は、他にも利用権設定を多数されていたと思いますが、他の農地の状況はどうなっていますか。

2 番委員

今から、解約の案件が出てくると思います。

1 1 番委員

地元の農業委員の方には、それぞれ作っていただける方にお世話をしていただけるようお願いします。

議 長

ほかにありませんか。ないようでしたら報告 1 1 号を終わります。

次にその他（1）農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）説明

農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するために定められた①農地所有者代理事業②農地売買等事業③研修等事業の3事業をいいます。佐賀県農協はこの実施主体である農地利用集積円滑化団体となっております。今回の変更は、別添の理由書にありますように佐賀県農協の農地利用集積円滑化事業規程に記載がある「県農業会議」の法律上の名称が、「県農業委員会ネットワーク機構」になったことに伴うものです。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

1 0 番委員

県農業会議というのは、従来の母体が県知事の指定を受けて変更になったということですか。

事務局

県の農業会議自体は、県知事の指定を受けてすでにあります。それが平成28年4月に農業委員会法改正に伴い、法律の中で「農業会議」という名称が「県農業委員会ネットワーク機構」となったものです。母体とか組織自体は変わり

ません。

議 長

他にありませんか。ないようでしたらその他（１）について、承認される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

全員一致により、その他（１）は承認されました。

次にその他（２）平成２９年秋期農作業標準賃金について事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（２）説明

この件につきましては、毎年春と秋の２回、農作業標準賃金を従来の算定方法にて作成し農業委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますので、今回は前回より若干増となっております。

委員会で承認をいただきましたら、10月15日の広報に掲載したいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

農地利用最適化推進委員（宮浦地区）

従来の算定方法とは、どのようなものですか。

事務局

標準賃金の設定は、直近の農業近代化資金等の金利とガソリン・軽油・灯油の直近の値段を算定表にあてはめて積算をして出しております。

それと、標準賃金を10月15日号の広報に掲載するようにしていますが、それでは、作業が終わってしまう時期ですので、せめて9月15日号の掲載できるような状況を作れないかと考えております。

農地利用最適化推進委員（宮浦地区）

他県の例として、基盤整備しているところが反あたり20,000円、基盤整備を

していないところが22,000円とあります。本町との開きがあるのはなぜですか。福岡県等の近隣の県とは、条件はほとんど変わらないので金額を引き上げて近いものにしても差し支えないのではないのでしょうか。

事務局

あくまで標準賃金なので、他県がどのように計算しているかわかりません。労務賃金等、条件の違いは必ずあります。また、県内でも条件の違いは必ずあるので、協議する課題になると思うので検討していきたいと思います。

8 番委員

稲のコンバイン刈りの箇所だけ山間・山麓が無い。やはりそういう地域は、現実的にどうしてもロスがあると思います。そういうところを加味していただき、可能ならば山間・山麓の項目を作っていただきたいです。

1 1 番委員

農地の状況を細分化していけば、どれだけでも細かくなる。1本化するために標準賃金として出しておりますので、最終的には、刈取りを頼む方と頼まれる方である程度調整が必要だと思います。

3 番委員

なるべく、9月15日号の広報に掲載したほうが、金銭のトラブルが無くなると思います。

1 0 番委員

概ね年々、安くなっていますが金額が下がった理由はあるのですか。

事務局

農業近代化資金等の金利の変動と油代の値段で価格の変動が決まっています。

議 長

他にありませんか。ないようでしたら、その他（2）について、承認される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

全員一致により、その他（２）は承認されました。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年10月3日

署名人

議 長

委 員

委 員